

ロードアシスト利用規約

I ロードアシスト全般に関する事項

1. ロードアシスト 利用規約について

- (1) ロードアシストは、「車両搬送費用特約（正式名称：車両搬送費用補償特約）」による車両搬送費用の補償と「サービス」の提供から構成されます。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供するロードアシストに関する事項を規定したものです。
- (3) 「車両搬送費用特約」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定にしたがいます。
- (4) ロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供ができない場合であっても、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

＜車両搬送サービスの提供ができない場合の例＞

- ・ 交通事情、気象状況、地震等の影響がある場合
- ・ 事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合
- ・ ご契約のお車の車上にある鍵が盗難された場合
- ・ 事故や故障の発生場所が一部の離島等の地域の場合 等

2. ロードアシストで提供する「サービス」

ロードアシストでは、以下の「サービス」を提供します。なお、②～④を総称し、以下「付帯サービス」といいます。

- | | |
|------------------|---------------|
| ①車両搬送サービス | ②緊急時応急対応サービス |
| ③燃料切れ時ガソリン配達サービス | ④おクルマ故障相談サービス |

3. ロードアシストの対象車両

- (1) ロードアシストの対象車両は、「車両搬送費用特約」が付帯されている保険契約のご契約のお車とします。ただし、「車両搬送費用不担保特約」が付帯されている場合を除きます。
- (2) 「他車運転危険補償特約」の対象となる他の自動車のように、ご契約のお車以外の自動車および原動機付自転車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、ロードアシストの対象となりません。
- (3) 普通保険約款および特約の規定にしたがい、ご契約のお車の入替が行われた場合、入替後のお車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。ただし、入替自動車の自動補償の規定は適用しません。

4. ロードアシストの対象者

- (1) ロードアシストの対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、ご契約のお車の所有者および記名被保険者とします。
- (2) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故、故障または車両トラブルの前

後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。

- (3) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は、対象となりません。

5. ロードアシストの適用地域

- (1) ロードアシストは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域では、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供ができない場合があります。

6. ロードアシストの対象期間

- (1) ロードアシストは、保険証券記載の保険期間内に発生した事故、故障または車両のトラブルに対して提供します。
- (2) 保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消または無効となった場合、「車両搬送費用不担保特約」が付帯された場合は、ロードアシストの対象となりません。

7. ロードアシストを提供できない場合等

- (1) ロードアシストは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。
- ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
- ア. ロードアシストの対象者の故意または重大な過失
- イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ウ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- エ. 次のいずれかに該当する事由
- (ア) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (イ) (ア)以外の放射線照射または放射能汚染
- オ. 次のいずれかに該当する事由
- (ア) イ.からエ.までの事由によって発生した事故の拡大
- (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故のイ.からエ.までの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）
- (ウ) イ.からエ.までの事由に伴う秩序の混乱
- カ. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- キ. 詐欺または横領
- ク. 次のいずれかに該当する事由
- (ア) ご契約のお車を競技または曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること。
- (イ) ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。）すること。

7. 同一のサービスにおける利用頻度が著しく高い場合

- ② ご契約のお車の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、酒気を帯びて（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した場合に生じた事故によってご契約のお車が走行不能となった場合
 - ③ 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり事故や故障、車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
- (2) 以下の事項に該当する場合には、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
- ① ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
 - ② 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約のお車を使用し、事故や故障が発生した場合
 - ③ 故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えてご契約のお車を使用した場合
 - ④ 航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合
 - ⑤ ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
 - ⑥ ご契約のお車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合
- (3) ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」をご利用いただく場合は、必ず事前に弊社にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。

8. ロードアシストをご利用いただく際のご注意事項

- (1) ロードアシストは、弊社が原則としてJAFまたは弊社の提携会社を通じて提供します。
- (2) お客様がJAF会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてJAFに取次ぎます。
- (3) ロードアシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、ロードアシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、JAFまたは弊社の提携会社へ提供します。
- (4) 弊社へご連絡いただいた際、聞き間違いによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。
- (5) 交通事情、気象状況、地震等により、ロードアシスト提供会社の到着に時間がかかる場合またはロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の各種の案内や手配もしくは提供ができない場合があります。
- (6) レッカーによるけん引やご契約のお車に生じた故障や車両のトラブルに対する応急対応の過程で、ご契約のお車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につきロードアシストの提供会社を免責とする趣旨の書類に、お客様の署名をいただく場合があります。
- (7) 「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の内容は予告なく変更・中止となる場合がございます。

あります。

- (8) 「車両搬送サービス」に規定する上限額を超える費用や、「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、弊社がロードアシストを提供した後に、ロードアシストの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべてお客様のご負担となります。
- (9) 相手方のある事故等が原因となってロードアシストを提供し、その費用についてお客様が損害賠償請求権を取得した場合において、弊社がロードアシストの費用をお支払いしたときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、お客様が取得した債権の額から、お支払いしていない費用の額を差し引いた額とします。

Ⅱ サービスの内容

1. 車両搬送サービス

(1) 「車両搬送サービス」の内容

- ① ご契約のお車が事故や故障により走行不能となった場合に、走行不能となった場所からお客様のご指定する修理工場等までご契約のお車を搬送する手配を行い、搬送に必要な費用を、15万円を上限にお支払いします。
- ② 搬送に必要な費用が15万円を超える場合で、お客様のご指定する修理工場等まで搬送することが合理的であると弊社が判断し、あらかじめ承認した場合は、上限額の規定を適用せず、搬送に必要な費用をお支払いします。ただし、JAFまたは提携会社にて搬送するときに限ります。
- ③ 搬送に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要な仮修理を実施した費用や、修理工場等に搬送するために必要なクレーン作業料や保管料を含みます。
- ④ 修理工場の指定がない場合、弊社が修理工場を紹介し、お客様に搬送先を決定いただきます。
- ⑤ 「走行不能となった場合」とは、ご契約のお車が事故や故障により、自力で移動することができない状態または法令により走行してはいけない状態をいいます。
- ⑥ 自宅駐車場でのご事故や故障の場合も、ご契約のお車が走行不能となった場合は対象となります。

(2) ご利用上のご注意

- ① 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態からのレッカーけん引は、事故や故障による走行不能には該当しないため、対象となりません。
- ② 一旦、お客様のご指定する修理工場等へ搬送した後に、再度、搬送したことにより生じた費用は対象となりません。
- ③ 「車両搬送サービス」の対象となる場合、「車両搬送費用特約」による保険金をお支払いできないときも「車両搬送サービス」を提供します。
- ④ 「車両搬送費用特約」での補償対象となる車両搬送費用については、15万円を上限に保険金としてお支払いします。「車両搬送費用特約」により保険金をお支払いした場合でも、

それだけではノンフリート等級別料率制度における事故の件数に含まれませんので、更新後契約の自動車保険の等級や保険料に影響することはありません。なお、フリート契約においては成績期間における損害率に「車両搬送費用特約」の保険料および保険金を反映し、メリット・デメリット率を決定します。

2. 緊急時緊急対応サービス

(1) 「緊急時緊急対応サービス」の内容

- ① ご契約のお車が、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合に、30分程度で対応可能な緊急対応を行います。ただし、②に掲げる費用についてはお客様のご負担となります。

対応可能な緊急対応の例

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・バッテリーの点検、ジャンピング | ・スペアタイヤ交換 |
| ・インロック時のカギ開け | ・冷却水補充 |
| ・脱輪および落輪引上げ（1m以内） | |

等

- ② 対応可能な緊急対応であった場合でも、次の費用はお客様のご負担となります（「緊急時緊急対応サービス」の手配を行います。）。

- ・部品代、消耗品代
- ・チェーンの着脱作業代
- ・30分程度で対応できないケースの超過作業料

- ③ JAF会員のお客様が、JAFによる「緊急時緊急対応サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、部品代、消耗品代を除く作業料超過部分の費用を提供します。

(2) ご利用上のご注意

- ① 故障や車両のトラブルの現場対応ができず、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」の内容に基づきご契約のお車を修理工場等へ搬送します。
- ② 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態は、故障や車両自体に生じたトラブルには該当しないため、対象となりません。
- ③ ご契約のお車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。
- ④ タイヤがパンクした場合は、スペアタイヤへの交換を行います。
- ⑤ JAF会員のお客様であることが確認できない場合およびJAF会員のお客様が、JAF以外の業者による「緊急時緊急対応サービス」を受ける場合は、JAF会員向けの拡大サービスをご提供することができません。

- ⑥ 「緊急時応急対応サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

3. 燃料切れ時ガソリン配達サービス

(1) 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」の内容

- ① ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を10リットル提供します。なお、ご契約のお車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。
- ② 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は、ご利用受付日を含み1年間に1回を限度とします。
- ③ JAF会員のお客様が、JAFによる「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、1年間に2回を限度とします。

(2) ご利用上のご注意

- ① 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所でガス欠が発生した場合、ガソリン配達の手配は行いますが、ガソリン代はお客様のご負担となります。電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送の手配は行いますが、当該車両搬送費用はお客様のご負担となります。
- ② JAF会員のお客様であることが確認できない場合およびJAF会員のお客様が、JAF以外の業者による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、JAF会員向けの拡大サービスをご提供することができません。
- ③ 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

4. おクルマ故障相談サービス

(1) 「おクルマ故障相談サービス」の内容

ご契約のお車の故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者が適切なアドバイスを行います。

(2) ご利用上のご注意

- ① アドバイスで解決することができず、かつ、ご契約のお車が走行不能の場合は、「緊急時応急対応サービス」によって対応します。また、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」によって対応します。
- ② 「おクルマ故障相談サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。